

# 阿南市国際交流協会規約

## 【名 称】

第1条 この会は、阿南市国際交流協会（以下「交流協会」という。）と称する。

## 【目 的】

第2条 交流協会は、阿南市民と諸外国都市の市民とが理解と友情の上に立って相互の交流を盛んにし世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

## 【事 業】

第3条 交流協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)国際交流に関する事業の企画、立案及び実施
- (2)国際姉妹都市提携の趣旨の普及
- (3)関係諸団体との連絡調整
- (4)その他国際交流を推進するための必要な事業

## 【構 成】

第4条 交流協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。

- (1)個人会員
- (2)法人会員
- (3)特別会員(団体の体表者)
- (4)客員会員

## 【役 員】

第5条 交流協会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)理事 10名以上 20名以内
- (4)会計監査 2名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 【役員の選出】

第6条 会長、副会長は理事会において互選する。

2 理事及び監事は会員のなかから総会において選出する。

## 【職 務】

第7条 会長は、交流協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、交流協会の会務を処理する。
- 4 監事は、交流協会の会計を監査する。

## 【名誉顧問、名誉会員および客員】

第 8 条 交流協会に、名誉顧問、名誉会員及び客員を置くことができる。

## 【会議】

第 9 条 交流協会の会議は、総会および理事会とし、会長が各会議の議長となる。

## 【総会】

第 10 条 総会は会員をもって構成し毎年 1 回会長が、これを召集する。

ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

- (1)予算及び決算
- (2)事業計画及び事業報告
- (3)規約の変更
- (4)理事及び監事の選任
- (5)名誉顧問及び名誉会員

## 【理事会】

第 11 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が随時招集する。

2 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1)総会に付議する事項
- (2)会長が必要と認めた事項

## 【議事】

第 12 条 総会及び理事会の議事は出席者の半数を持って決定し可否同数のときは議長の決するところによる。

## 【委員】

第 13 条 交流協会の主要な事業を円滑に推進するために理事会の議を経て、専門委員会を設けることができる。

## 【経費】

第 14 条 交流協会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1)会費
- (2)補助金
- (3)寄付金
- (4)その他の収入

## 【会費】

第 15 条 交流協会の会員は、それぞれ次の区分により 1 口以上の会費を負担するものとする。

- (1)個人会員 年額 4,000 円
- (2)家族会員 個人会員の家族一人につき 1000 円
- (3)法人会員 年額 1 口 15,000 円
- (4)特別会員 年額 1 口 10,000 円
- (5)客員会員 無料

## 【会計年度】

第16条 交流協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

【決 算】

第17条 会長は、毎年年度終了後2ヶ月以内に収支決算及び事業報告書を作成し、監事の監査ならびに総会の承認を受けなければならない。

【事 務 局】

第18条 交流協会の事務を処理するため、事務局を阿南市向原町天羽崎103-1 西野建設(株)内に置く。

- 2 事務局の職員は会長が委嘱する。
- 3 事務局の事務処理要綱は別に定める。

【そ の 他】

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は理事会にはかり会長が別に定める。

附則

この規約は、平成2年10月11日から実施する。

この規約は、平成12年6月1日より一部改正実施する。

この規約は、平成13年5月12日より一部改正実施する。

この規約は、平成14年5月18日より一部改正実施する。

この規約は、平成17年5月28日より一部改正実施する。